

## 契沖と「遊仙窟」訓

平井秀文

遊仙窟とその訓詁を、研究の資料とすることの多かつた代  
表は、契沖である。それは、遊仙窟の伝承を考えれば、彼が  
真言宗の僧侶であったことからうなずける。当時すでに行わ  
れていた慶安（無刊記）刊本によって、どのように利用せら  
れていたかを見る。

- 一 仮名づかいについて
- 二 語の訓詁について
- 三 語文の表現について

### 一

遊仙窟の訓詁は、ほぼ固定していて、諸本に著しい違いはない。  
しかも、その表記は、もちろん片仮名の付訓である。時代も中世以  
降であって、契沖の復古仮名づかいの資料としては、そのままが用  
いられるべくもない。したがって、現実には、その語訓が表記上そ  
のままで典拠となるのではなく、語義の傍証などとして、それによ  
って正しい仮名づかいを決める過程として扱われる。

まず、和字正濫鈔に、遊仙窟と明記している条を摘記して調べ  
る。なお、その同じ条について、和字正濫通妨抄や和字正濫要略に  
も遊仙窟を明記しているものには言及する。

雖艶とは、萬葉集并に遊仙窟に、此艶の字をにほふとよめり。  
(巻一 いろは略注)

これは、直接には、仮名づかいを論ずるものではないが、また、  
「卷三 中下のは」の項に「句 にほふ」と記していて、説明は全  
くない。通妨抄には「句」の標出に説明はあるが、「字書を考る  
に、にほふとよむ故を知らず。」とあって、やはり表記には及んで  
いない。

気調 いきさし 遊仙窟 (二) い

「い」表記の例ながら、説明はない。原典の同訓語には「機関ノ  
イキサン」がある。一例をおいて、つづいて

窮鬼 いきすたま 遊仙窟 (二) (い)

が見える。これらに對して、

眼皮 まなこゝろ 遊仙窟又まひき (二) 中下のゐ)

「ゐ」たるべき例になつてゐるが、「眼皮」の原訓は、諸本「メノフチ」または古訓「マヌメ」である。「マナコキ」の原訓は、「眼子」に施されてゐるのが通例で、「皮」ではない。「又 まひき」と記してゐる意は、遊仙窟をいつてゐるのか否か、ただ「マヒキ」の語訓は、「横波ノマヒキ」という文選詠が真福寺本に残つてゐるが、諸本「横レル波」というのが通訓である。

相撲 すまひ 稷仙窟に、推の字をすまふと點せり、互にたふさしとすまふ故に、すまひといふ歟。 (二) (ひ)

これは、明らかに、ハ行の普通による仮名づかいの説明となつてゐる。原訓「敢テ推イ辞ヒ不」を採る。これについては、通妨抄に

すまふくさ 白慈草 又蕪

の標出があつて、その説明に

今云、ふはわろし、すまひくさなり。

とあり、さらにつづいて

遊仙窟に、推の字をよめり、互にたふさんとするにすまひて、たふされしとするわさなれば、すまふといふ詞をすまひと舛

になしていふなり。 (五) (す)

と、やや詳しい同意の文があり、文法的な説明となつてゐる。要略にも、倭名鈔を引いて、つぎの説明があつて、全く同意である。

相撲 すまひ 和名、須末比、遊仙窟に推の字を、すまふとよ

めり、互にたふさんとするに、したかはて、すまふ故に、それを舛によみなして名とせり。 (ひ)

なお、「推」訓は、仮名づかいではなくて、他の項でもよくあげられてゐる。そのことは、つぎの「遣」にも通ずる。

遣 おこす 文や物などをくるゝなり。遊仙窟ノ點。仮名は萬葉 (三) (お)

原訓「婢桂心ヲ遣セテ」などの例で、さきのことわたつたように、「オ」と書くべき証としてではなく、語訓を示したにすぎず、「仮名は萬葉」というのはその意であろう。それは、要略には

遣 おこす 遊仙窟、遣の字をおこすとよめり、文や物などおこする也 (中下のを)

さらにその文の末尾を、「万葉にふた所、於を用たるによるへし」と結んでゐることによつて明らかである。

面子 ほつつき かほはせとも。遊仙窟、和名 (三) 中下のほ)

原訓に「ほゝつき」はない。「カホ」、「ホホ」いずれも、「中下のほ」に該当する。「面子ノカホハセ」が通訓。「和名」というのは、倭名抄に「顔面 遊仙窟云面子」その割注に、「師説加保波世一云保々豆岐」とあるをいう。また、通妨抄には、「ほうつき 山茨菰」の標出があり、その説明文の末尾には

和名に、遊仙窟を引て、面子、師説加保波世、一云保々豆岐。

又、頬の下に、和名豆良、一云保々。ほうとも、ほをとも、私に改へからす (二 中下のほ)

とあるは、これにあたる。

斂咲 ほゝゑむ 又忍咲共、遊仙窟。これもゑまゝほしきをし

のびて、わづかにゑめは、含咲といふなり。又頬のみすこし咲をあらはす故にも有へし (三 中下のほ)

原訓「斂咲トシタエメル、ホ、エメル」また「忍笑トホ、エミテ」などの通訓。このところ、通妨抄には

ほゝゑむ 漸開 今云、此人は略咲と心得られたる歟、笑ふへ

し。遊仙窟に、忍笑とも斂笑ともあるを、ほゝゑむと點す。下のほはをのこし。源氏等これにおなし、其義は正濫抄に申つ。 (二 ほ)

と見える。原訓「ホホエム」には、「忍笑、斂咲、斂笑」などの用字がある。要略には

斂咲 遊仙窟 ほゝゑむ 又忍咲とも (中下のほ)

契沖と「遊仙窟」訓

と挙げてゐる。

手子 たなすゑ 遊仙窟。又神代紀には手端とかけり。手末のタナスエ意なり。なお五音通して、のなり (四 中下のゑ)

語義による仮名づかい説である。原訓「手子ノタナスエ」は数例あるが、「指頭」にもこの訓がある。

大語 こわたか 遊仙窟に真名あり。六帖の哥にもよみたれど、仮名は未考。但ここにかく出すは、こゑだかといふべきを、かよはしていふわなれば、はの字にあらぬ事知へし。こわ何といはむをば、いつれもこれにならふへし (四 中下のわ)

「真名あり」といったのは、「大語」の語(字)例あるを指摘したもので、仮名づかいではない。語義によつて「コワ」とあるべきは、「コエ」との音通による説をいう。要略にも

大語 こわたか 真名は、遊仙窟に有て、かくよめり……但こゑたかといふは、かよはしたれば、和と慮は五音の字なる故に、これを用へしと知れり。こわつくりなといふたくひ、皆これになすらふへし (中下のわ)

と同工ながら、よく通ずる。原訓の表記は、「コハタカ」が通訓であるのは、時代からして当然といふべきか。

上天 うはのそら 遊仙窟 (四 中下のほ)

標出のとおりと解すると、これは誤認になる。語、訓ともに遊仙

窟にはない。「天上」の用例はあるが「アメノウラニ、ウヘニ」の通訓。諸本「うはのそら」の訓はない。倭訓類林は正しく「天上」の語訓を採っているが、倭訓彙には「うはのそら 上天」の例が出ている、その根拠は不明、既稿に述べた。

漫 すゝろ 遊仙窟、そゝろに同じ (五 中下に濁るす)

「スマロ」と濁るべきを示す。原典、「漫行」に「ス、ロアリキシテ」と施訓する。「そゝろ」の例はない。

正濫鈔に、「遊仙窟」を明記する条は、右のとおりである。なお、これにはなく、要略には、遊仙窟を記しているつぎの一条はあるが、倭名鈔からの引用である。

すはやり 和名、俗楚割 今云、和名鈔云、魚條、遊仙窟

云、東海鯿條 魚條説、須波後割、本朝式云、楚割制、……楚割とかく意は、楚は木

のすはえ、そのやうに魚を切レハ、すはわりといふへきを、わの字、舌に障るにより、同韻にて通して、すはやりといふなるへし (通妨抄 補改 第四)

原典「東海鯿條」を「東海ノナヨシノスハヤリ」と通訓する。

通妨抄にだけ、明記せられている数条がある。イとキとの音の異同についての言及が

遊仙窟云、于時五嫂遂同菓子上二作譏警、曰……………五嫂

曰、當此之時、誰能忍捺 (刊本、37)

というかなり長い原文の引用があり、その末文を

キ 罍と伊イ切イ於イ脂イとのことく、ゐいの音替らは、そへことに用られしと結んでいる。同じ巻一の中で、このすぐ後のほうでも、原文は示さないが

遊仙窟に罍書を違期にそへたるも、罍違ともに音なる故なり、もし一ツはい、一ツはゐるならば、音別なれば、そふへからす

と述べている。「主人女」という用字はなく、「主人母」に原訓「イヘトシ、イヘトウシ」、また「主人公」に原訓「イヘキミ、イヘノキミ」が通訓。

にはなひのみや 新殿 古語拾遺 (二に)

の条に、古語拾遺の訓點の誤りを述べ、さらに

おほよそ、日本紀、万葉などの點は、仮名は用捨あるへけれど、昔よりよき人の講し来たり、見来れる物なれば、大かたは用へし。史紀、漢書等、文選、遊仙窟、白氏文集なと、また同じ。

として、遊仙窟の訓読の価値を認めている。

うなつく 領状 遊仙窟三。今云、遊仙窟に、領状をうなつくとよめる事なし。 (四う)

契沖の説くように、原典にはこの語訓はない。

しほたる、泣涙遊仙ニ今云、彼書ニ此点なし (五)

前条とは逆に、原語訓「泣涙トシホタレテ」の存することを述べている。

しつらひ 補理又斷理トモ、今云、補理をしつらふとは、何にか用たる、断理は推量するに料理なるへし、料を新に作れる事、俗書おほし (五)

る事、俗書おほし (五)

誤字について論ずるが、契沖説のように、遊仙窟の写本にも、「断」また「新」に作っているものがある。右三条は、とくに「倭字古今通例全書」の誤脱を指摘している。

二

遊仙窟の訓詁を援用するにも、語訓だけのものと、それをふくむ語句また文の表現を成すものがある。そのいづれにおいても、訓なり表現なりが、与えられた語文の理解のためとしてのもの、たとえば表現の典拠と考えられるとか、あるいはその背景とも認められるなどが、遊仙窟の原文また訓詁から指摘せられるものたるべきであるが、現実には、それが傍証たる意味もないものでも、たまたま連想せられ、また類似するなどだけのものが、示されるといふことは少なくない。

漢文になじんだ者は、つねにその方法を探る。国語国文をよりわかりやすく解釈なり説明なりするために、かえて本来は外国語文である難解なものを以てするのは、むしろ逆の方法ともいふべく、漢語漢文の理解できる人のためのものと断じてよいこともある。

契沖と「遊仙窟」訓

これらをつまえて、契沖の隨筆、雜抄あるいは部分的な書入れの類において、どういふ語訓が採られているか。とりあえず、このせまい資料にかぎって考える。

遊仙窟に、呵耐をあなめとよめり。秋風の吹につけてもあなめ

といへるは、これをかけたる歟 (河社 下)

原訓「何由アナニク耐アナメ」をいう。「秋風の」云々は、無名抄によつて

遊仙窟ニ、安穩ヲマセトヨメリ。今ノマセモ其意ナリ (雜考 一)

考 一)

万葉集卷三の「茂座」の訓についていう。ただし、原訓は諸本すべて「安穩イマセ」であつて、「マセ」ではない。

遊仙窟云、女ノ婿ムコ是婦家ノ狗ナリ。打殺ストモ無レ文ケム。理スチ

(雜考 三)

「色葉和難集中方葉詞可用は」の条にいう。原文は、ここにあげるとおりで、さきの「何由耐」にすぐついている。

うたかた、蓋といふ心に聞ゆ。寧といふ心敷とあれと、不レ叶。

遊仙窟、未必とかく。未決辭に用 (雜考 三)

原訓「未ウタカタ必カセ」は二例あり、遊仙窟の訓詁の特色あるものによくあげられる。この項の中でも、

宇多我多毛 未必 遊仙窟 (四點萬集 書入)

これは、万葉卷十七の歌についてであり、また同訓の書入れ例が

沫雨 未必宇太 遊仙窟 點沫雨、似有非有故与此辭同訓乎、

(倭名鈔 一 書入)

とあって、遊仙窟の點を示している。同じく倭名鈔によつて

「おきな人ひとり」 自称 和名集ニ云遊仙窟云。古老和名

於岐奈比止 (土佐日記 書入)

直接原文からのものではないが、「おきなひとひとり、たうめ

ひとり、」の日記文の条についてである。原訓「古老 相伝テ

云。」また、

「今しはねといふ所にきぬ」 向來。遊仙窟 (土左日記 書入)

日記文のとおりである。原訓「向來」の例は多い。

「はたかくるれと」 半面ハタカケル 遊仙窟 (蜻蛉日記 中 書入)

日記文「わびて、几帳ばかりを引きよせて、はたかくるれど、なにかひなし。」にいう。原訓「忽二十娘カ半面トハラカクレヲ、トハタカクレタルヲ」の両訓があり、その左訓を採る。この語訓などは、その和訓の意味が、字面からよく納得せられる。

「めてたし」 可愛 遊仙窟 (鉄槌 一)

「めてたき物なり」 可愛 遊仙窟 (鉄槌 一三九)

この語訓は、よくあげられる例であるが、この鉄槌にも二条にわたっている。原文「可愛語中聲」の例で、その原訓は「可愛トウツクシケナル、トメテタキ、トオモハシキ」の三訓が通訓で、その一訓を採った。

「おほやけの奉り物……公の字をおほやけとよめり」 遊仙

屈二見ヘタリ (鉄槌 二)

原訓「天 公」の二例がある、これをさすか。

「家居のつきくしく」 似付カハシキ也。俗につこらし

き 方便 遊仙窟 (鉄槌 一〇)

原訓「方便トツキくしく」の文選訓は三例あり、なお「方便トヤスライテ、トソラシラスシテ」の別訓もある。

「をこせたらんに」 お。遣 遊仙窟 (鉄槌 一八八)

仮名づかいを訂正しているとおりで、前項にこのオコスを説いている、既述。原訓「婢 桂心ヲ遣セテ」が二例ある。

「ほゝゑみてゐたれと」 斂笑。忍笑。共遊仙窟 (鉄槌 一九四)

これもまた、前項同名づかいの条に既述している。ついでに、その項に、「相撲すまひ」の条があったが、それがまた、倭名鈔の書

入れにも、「禁、推」の字例によって扱われている。

〔相撲〕<sup>スライ</sup> 禁推、遊仙窟訓須未布、今訓此義也、  
鈔 四書入) (倭名)

同じく書入れの語訓には、なお二条がある。すなわち、

〔鰥夫〕<sup>ヤモロ</sup> 病<sup>ヤモメカラス</sup> 遊仙窟、病夫乎、 (倭名鈔 二  
書入)

倭名鈔に「釋名云無妻曰鰥古頌反<sup>和名夜無乎</sup>」

と注するところ。原訓「ヤモメカラス」は誤りないが、「病鰥」の  
採用がはたして必要なのか。

〔背子〕<sup>カラキス</sup> 肩巾<sup>ヒレ</sup> 日本記、帔<sup>ヒレ</sup> 遊仙窟 (倭名鈔 十二書  
入)

「ヒレ」の語訓は、遊仙窟にはなく、ここに示されている「帔」  
字はある。ただし、その訓は「帔子ノウハヨソヒ」であり、「綾ノ  
帔」である。

三

前項と同じ資料ではあるが、既述のように、語訓だけではなく、  
語文の表現に関する援用がある。それについて、この項にあげる。

遊仙窟 云、輝<sup>ト</sup>、面子<sup>ト</sup>、荏<sup>ト</sup>、苒<sup>ト</sup>、畏<sup>ル</sup>、蹕<sup>ル</sup>、穿<sup>ニ</sup>。  
細<sup>ホソ</sup>、腰<sup>コシ</sup>、支<sup>ササ</sup>、差<sup>サ</sup>、疑<sup>ト</sup>、勒<sup>カフ</sup>、断<sup>ト</sup>、源氏  
細<sup>ホソ</sup>、腰<sup>コシ</sup>、支<sup>ササ</sup>、差<sup>サ</sup>、疑<sup>ト</sup>、勒<sup>カフ</sup>、断<sup>ト</sup>、源氏

契沖と「遊仙窟」訓

に花のかたはらのみ山木といへるは、このことはをとれ  
り (うつほ物語 廿二)

原典のままの、やや長い表現を採り、物語文の典拠を示してい  
る。この訓読は、その語句の部分々々をとつても、諸書に遊仙窟  
の訓として援用せられることの少なくないところである。

遊仙窟に、さかつくをうつ、ねつくをうつとあるは、此つくひ  
の略語なり。常もいふ事也 (雑々記 ックノヒ)

原文「賭酒、賭宿」の語訓の説明である。「賭酒」は原訓「酒  
ヲ賭タム、カケモノセム」などであり、「賭宿」は原訓「宿ヲ賭  
ム」とある。ところが、この語文の表現については、別の書入れに  
も見える。

〔すぐろくうたん〕 遊仙窟曰。且<sup>ナ</sup>取雙六局来<sup>ハシ</sup>。共少府公  
賭<sup>サカククウタム</sup>。酒。僕答曰。下官不能賭酒。共娘子賭<sup>ウタムウツク</sup>宿

云々。(蜻蛉日記 上 書入)

とあるもので、日記文「きんはさめて、すぐろくうたんといへ  
ば、よがり、もの見つぐのひにとて、目うちぬ。」の条について  
である。援用は、傍訓の省略はあるが、原文どおり。

遊仙窟云、行<sup>テ</sup>至二三里<sup>ニ</sup>、回<sup>ラシテ</sup>頭<sup>ヲ</sup>看<sup>ル</sup>。数人猶立<sup>ニ</sup>舊処<sup>ニ</sup>。余  
時<sup>ニ</sup>漸<sup>ニ</sup>去<sup>テ</sup>遠<sup>ニ</sup>、聲沈影滅<sup>テ</sup>、顧<sup>リ</sup>瞻<sup>ム</sup>。不見<sup>ニ</sup>。(雑々  
記 トラクミル)

原文「猶在舊処立」とは少異がある。別れの光景に印象深いもの

があるのか、この援用につづいて、なお

土左日記に、かくてこき行まに〜、海のほとりに、と〜まる人も、遠くなりぬ。……かひなし。

大和物語に、こき出ていぬれと、之返事をもせず。……かほほいとちいさくなるまで、見おこせければ、いとかなしかりけり

これらの長い文章をならべている。類似の表現というか、連想せられる表現というか、典拠となったというわけでもなからうが、それらの説明はいっさいしていない。この二条は、書入れの資料にもやはりそのまま記されている。すなわち、土左日記の書き入れに

〔かくてこき行まに〜、海のほとりにと〜まる人も遠く成ぬ〕

の条に、右にあげられた遊仙窟の原文が、傍訓などに少しの異同はあるが、やはりそのまま載せられている。その上に、右の大和物語の援用文をも、またつづけている。さらに、その大和物語の書入れにも

〔こき行はとをくなるま〜に、かほほいとちいさく成まで見をこせければ〕

の条に、さきのおりの遊仙窟の文が示されて、それぞれ相應することになる。「漸々去遠」前後の表現が、契沖の意識に深いことがわかる。

第十六乞食者蟹歌。遊仙窟曰、熊ナマス 脛ラ 純シ 白シ 蟹 醬シ 純ラ

黄ナルア (雑考 三)

これは、万葉集卷十六の乞食者詠二首の条に注する。原訓「蟹ヒシホノ醬」とある。契沖全集「雑抄」に見える統後歌林良材集の項に六帖 いつみにか有と聞しは岩木山つれなき人のこゝろ成けり

の注の中に、漢籍出典三条をあげて

文選鮑照詩云。心非木石豈無感

遊仙窟云。心非木石。豈忘深恩

白氏文集。人非木石皆有情

がある。これらの語句の援用は、古くから諸注によく用いられているもので、原訓「心木石ニ非ス、豈ニ深恩ヲ忘レンヤ。」また玉葉和歌集の書入れに、

〔ひとりねに〕 遊仙窟云、少時坐睡、則夢見三十娘、驚覺攪

之忽然空手○余因乃詠曰、夢中疑ニ良實ニ、覺後忽非ニ真。

さらにつづけて、

万四 家持 ゆめのあひはくるしかりけりおとろきてかきさ

くれとも手にしふねねは

玉葉のは卷十七の雜哥四に見える。家持のは、契沖の指摘によって明らかにせられたように、全く遊仙窟のこの条の表現に拠ったも



のと考えられる。右の注文の○印の部分は、原文の省略を示したもので、そこに本文「心中懐快・復何可論」が入る。

〔今のあるしもさきのも、手取かはして〕 遊仙窟云。下官

不<sub>ニ</sub>忍<sub>ニ</sub>相看<sub>一</sub>。忽<sub>ニ</sub>把<sub>ニ</sub>十娘<sub>一</sub>手<sub>子</sub>而<sub>ニ</sub>別<sub>ル</sub>。〔土左日記書入〕

これは、さきにあげた同じ土左日記の「かくてこき行まに〜」の条に、遊仙窟の原文が採用せられているが、そのすぐ前にある文である。原訓「忽二十娘ノ手子ヲ把リテ」が、「手取かはして」に通ずるをいう。

〔此あふ人人のくちををし鮎もし思ふやうあらんや〕 一説多也。遊仙窟云。但若得<sub>口</sub>子餘事不承望（土左日記書入）

日記文「ただおしあゆのくちをのぞみぞすふ。」につづくところである。原訓「但若シ<sub>口</sub>子コトヲ得ハ、餘ノ事ハ承リ望マ不。」原訓「<sub>口</sub>子」は、他にも用例がある。土左日記の表現と、どれだけ通ずるものがあるのか。

〔廻忽も廻鶺也〕 遊仙窟ニ、闍基ヲ違期ナトニカヨハシイヘル事多シ（鉄槌 二二四）

同音異語の例を述べたものにすぎない。これは、既述仮名づかいの項に示したと同じことで、それに詳しい。その条では記さなかったが、原文「何用数圍碁」の原注にも、「圍碁、即借声。五嫂詠

契沖と「遊仙窟」訓

曰、娘為<sub>レ</sub>性好<sub>ニ</sub>圍碁<sub>一</sub>。為<sub>レ</sub>違<sub>レ</sub>期也。」と記されている。

契沖は、遊仙窟の訓詁をめぐって、なおきわめて多くの例を論じている。代匠記をはじめとする注釈書類においてであるが、それは、別の稿とする。

—昭和五八・九・二八稿—